

(株)メイト黒崎の破産に関する現状報告について

1 これまでの経緯と今後のスケジュールの見込み（保全管理人等より）

- 令和 2 年 1 月 2 4 日 ・(株)メイト黒崎が東京地裁に破産手続き開始申立て。
・同時に地裁より財産保全命令が出され、財産の管理・処分権は裁判所の指定する保全管理人の専属となった。
・(株)メイト黒崎代表取締役及び保全管理人が市役所に経緯等説明
- 令和 2 年 2 月末まで ・保全管理人が営業譲渡先を募集
- 令和 2 年 4 月末 ・閉店
- 令和 2 年 5 月以降 ・破産手続き開始。破産管財人が裁判所から選任。資産は破産財団に専属する。

2 市の対応について

(1) 関係者対策会議の開催

令和 2 年 1 月 2 8 日に「(株)メイト黒崎破産申立に関する関係者対策会議」を開催

(2) 入居テナントへの緊急訪問調査の実施

市職員が、入居テナントの方の経営相談ニーズ等の把握のため、訪問調査を実施。その後、相談ニーズをもとに専門部署で対応。

(3) 経営・雇用相談窓口の設置

- ・経営に関する相談については、戸畑区の北九州テクノセンタービル 1 階に、「(株)メイト黒崎破産関連中小企業緊急相談窓口」を設置。
- ・雇用に関する相談については、若者ワークプラザ北九州など市内 4 ヶ所に、「メイト黒崎破産関連雇用相談窓口」を設置。

(4) 入居テナントへの緊急支援策の実施

緊急支援策として、以下の施策について検討し、補正予算案として 2 月議会にお諮りしたい。

①入居テナントが商店街へ移転する場合の補助

入居テナント（中小事業者）が、市内の商店街へ移転する場合、その移転に要する経費（移転先の店舗改装費、引越代など）の一部を助成

②入居テナントが移転する場合に受ける融資の保証料の補てん

入居テナントが移転する場合に受ける中小企業融資に係る保証料の全額を補てん

③経営相談・移転相談のための専門相談員の配置

経営相談員等の相談員による経営指導などの専用相談窓口を半年間設置